

区内事業所に勤務する介護職員の資格取得を支援 豊島区介護福祉士資格取得費用一部助成のご案内 令和6年度

1. 助成対象者

次に掲げる(1)～(3)の要件をすべて満たす方です。

(1) 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受け介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。

(2) 以下に掲げる①又は②、いずれかの要件を満たしている方。

① 〈介護福祉士登録日以前から就労している方〉

介護福祉士登録証に記載された登録日以前から介護職員として就労している豊島区内の介護サービス事業所において、登録日の翌日から連続して3か月以上就労し、かつ、その期間内において介護の業務に従事した日数が45日以上ある方。

② 〈介護福祉士登録日後から就労している方〉

介護福祉士登録証に記載された登録日から3か月以内に介護職員として豊島区内の介護サービス事業所で就労を開始し、かつ、その就労開始日から連続して3か月以上就労し、かつ、その期間内において介護の業務に従事した日数が45日以上ある方。

(3) 介護福祉士試験に係る受験手数料および介護福祉士の登録に係る手数料の助成について、他の助成を受けていない方。

※上記に記載した介護サービス事業所とは、以下に記載したサービスを提供する事業所又は施設に限ります。

介護保険法第8条に定める、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス、及び、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院。

※介護サービス事業所に派遣で就労していた期間は対象外となります。

※(2)における連続勤務に関する要件について、事業所の休廃止等、本人都合以外でやむを得ず要件を満たせなくなった場合は、当該事業所を離職してから3か月以内に担当までご相談ください。

2. 助成金額

(1)助成対象経費

介護福祉士試験に係る受験手数料および介護福祉士の登録に係る手数料の合計額であって、助成対象者が支払った額（登録免許税の費用は助成の対象になりません。）

3. 申請受付期間

- 前期受付分：令和6年4月1日～令和6年9月9日
- 後期受付分：令和6年9月10日～令和7年3月8日

※各期、先着順に受付し、前期については予算額の2分の1に達した時点、後期については予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請期限は、助成対象者の要件を満たした日の属する月の翌月から6か月以内です。

4. 申請方法等

豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要事項を記載し事業者証明欄に事業所による記載、押印を受け、添付書類を添えて介護保険課へ持参または郵送にて提出してください。記入方法は右記記入例をご参照ください。申請書は豊島区ホームページからダウンロード、又は介護保険課で配布しています。

◆◆ 提出書類

- (1) 豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書
- (2) 介護福祉士国家試験合格証書の写し
- (3) 介護福祉士登録証の写し
- (4) 介護福祉士国家試験受験手数料の領収書の写しまたは領収書相当のもの（受験票の原本等）
- (5) 介護福祉士資格登録手数料の領収書（原本）※支払い明細がわかるもの
- (6) 振込口座の確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）

◆◆ 注意事項

- (1) 受講料の領収書原本は、受講修了後も必ず保管しておいてください。
なお、クレジットカードで支払った場合には、クレジットカードの利用明細書を併せてご提出ください。また、必要に応じてカード名義、支払回数等を確認させていただく場合があります。
- (2) 5万円以上の領収書には、収入印紙の添付が必要な場合があります。

5. 助成金の交付

各期の受付終了月の翌月の15日頃までに、申請者に対して決定通知書または不交付決定通知書を送付し、指定した口座に助成金を振り込みます。

6. 記入例

第1号様式（第5条関係）

記入例

印

余白部分に申請者の捨印を押してください。

豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書

令和 6年 7月 9日

豊島区長

豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後、決定金額を下記の口座にお振り込みください。
 なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒170-0000 豊島区 南池袋 〇-〇-〇		電話番号 (日中連絡の取れる番号を記載)
	氏名	豊島 ななまる	印	〇〇〇-××××-△△△△
内容	申請する経費	介護福祉士国家試験受験手数料	18,380	金額の訂正はできません。 誤って記入した場合は、新たな申請書に記入し直してください。
		介護福祉士資格登録手数料	3,320	
	合計	21,700	円	
介護福祉士資格登録	令和 6年 4月 9日			
振込口座	銀行信用金庫	〇〇	支店	普通
	口座番号	1234567	口座名義 (カナ) ※本人名義の口座に限る	豊島 ななまる

本人名義の口座に限りです。

【添付書類】

- 介護福祉士国家試験合格証書（写し）
- 介護福祉士登録証（写し）
- 振込口座の確認できる書類（通帳やキャッシュ）
- 介護福祉士資格登録手数料の領収書（原本）
- 介護福祉士国家試験受験手数料の領収書の写しまたは領収証相当のもの（受験票の原本等）

印

枠内は事業者の方が記入してください。

余白部分に事業者の捨印を押してください。

事業者証明欄				
豊島区長		令和 6年 7月 9日		
事業者	所在地	事業者の所在地、法人名、代表者を記入のうえ、押印ください		
	法人名	印		
	代表者			
上記申請者を介護職員として雇用していることを証明します。				
就業先事業所	事業所名	〇〇介護事業所	電話番号	介護福祉士登録日の翌日以降の就労日数を記載してください。
	所在地	豊島区 東池袋 〇-〇-〇 △ビル		
	就労期間	令和6年4月10日 ~ 令和6年7月9日	就労日数 (通算45日以上)	45日
介護福祉士登録日の以前より就労していた場合でも、介護福祉士登録日の翌日以降の就労期間を記載してください。		連絡先電話番号	〇〇-	問い合わせ際の担当者と連絡先を記入ください。

※介護福祉士登録前から継続して就労している場合、登録日の翌日からの就労期間、就労日数を証明ください。

7. よくある問い合わせ

Q 1 豊島区民ではないのですが、申請できますか？

A 1 豊島区外にお住まいの方も申請できます。

Q 2 豊島区外の介護サービス事業所に就労していますが、対象となりますか？

A 2 対象外です。事業所所在地の区市町村で同様の助成が行われているかを確認いただき、事業所所在地の区市町村が実施する助成を利用ください。

Q 3 他の助成を受けている場合は対象外とのことですが、受験手数料の一部のみ助成を受けている場合は、残りの自己負担部分について助成対象としてもらえませんか？

A 3 一部であっても既に他の助成を受けている場合は対象となりません。

Q 4 国家試験を受験するための対策講座を受講しました。助成対象になりますか？

A 4 本助成の対象は、①介護福祉士試験に係る受験手数料、②介護福祉士の登録に係る手数料（第34回（令和3年度）は①18,380円、②3,320円）です。対策講座の受講料は対象となりません。

Q 5 介護福祉士の登録にあたり、登録免許税がかかりました。助成対象になりますか？

A 5 登録免許税は補助の対象となりません。

Q 6 介護福祉士試験に係る受験手数料または、介護福祉士の登録に係る手数料のどちらかのみ申請も可能ですか？

A 6 可能です。

Q 7 領収書を紛失してしまいました。

A 7 領収書発行機関に相談の上、領収書相当の書類を提出してください。

Q 8 受験手数料の支払いをコンビニで納付したため領収書が手元にありません。領収書のコピーをとらずに、試験センターに送付してしまいました。

A 8 受験手数料の紛失については、領収書相当のもの（受験票の原本）でも対応いたします。

Q 9 領収書の宛名が助成金申請者と異なる場合も有効ですか？

A 9 領収書の宛名と助成金申請者が一致している場合のみ有効です。下記連絡先までご相談ください。

申請先・問合せ先

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話番号：03-3981-1942

豊島区役所 介護保険課 管理グループ

※窓口受付：月～金 8:30～17:00（土日祝日、年末年始除く）

<https://www.city.toshima.lg.jp/193/kenko/kaigo/2204041625.html>

申請書等ダウンロードはこちら

